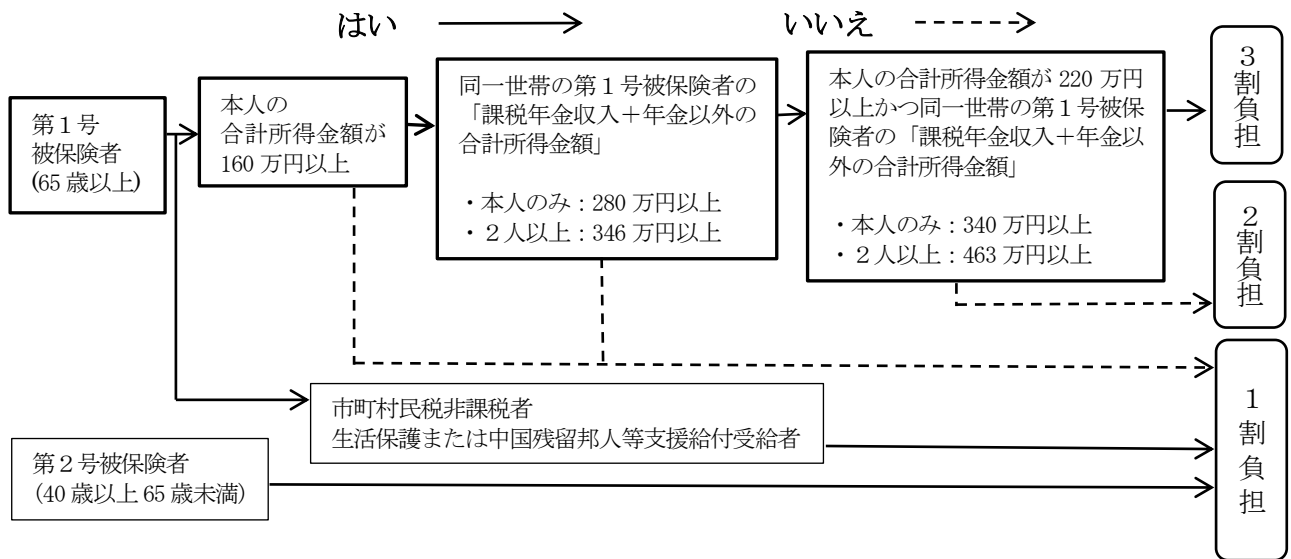


<利用者負担割合の判定基準>



◇介護サービス等の利用者負担は、一定以上所得のある65歳以上の方[※1]は2割負担又は3割負担となり、それ以外の方は原則1割負担となります。サービスを利用される方は、この証に記載している適用期間内のサービス利用について、利用者負担の割合の欄に記載された割合の費用負担が必要となりますので、この負担割合証をサービス事業者（ケアマネジャー）又は施設に必ず提示してください。

なお、負担割合証は、現在、要介護・要支援認定を受けている方全員に交付されますので、現在サービスを利用されていない方も、介護保険被保険者証（緑色）と一緒に大切に保管してください。

※1 一定以上所得のある65歳以上の方の負担割合について

本人の合計所得金額が160万円以上で、同一世帯の65歳以上の方の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計が単身で280万円以上、2人以上いる場合で346万円以上の方は負担割合が2割となります。また合計所得金額が220万円以上、課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計が単身で340万円以上、2人以上いる場合で463万円以上の方は負担割合が3割となります。

- ・「合計所得金額」とは、収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額をいい、給与所得又は公的年金等所得が含まれている場合は、給与所得又は公的年金等所得の合計額から10万円を控除した後の金額を、また、長期譲渡所得又は短期譲渡所得の特別控除額を控除した額を算定に用いる。（控除後の額が0円を下回る場合は、0円とする。以下同じ。）
- ・「課税年金収入額」とは、前年中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。障害者年金・遺族年金等の非課税年金収入は除く。）
- ・「年金以外の合計所得金額」に給与所得が含まれている場合は、給与所得の金額（所得金額調整控除[※2]の適用がある場合は、給与所得の金額に所得金額調整控除の額を加えた額）から10万円を控除した金額を用いる。

※所得金額調整控除・・・給与所得及び公的年金等所得の金額の合計額が10万円を超えるものの合計所得金額を計算する場合は、給与所得（10万円を超える場合は10万円）及び公的年金等所得（10万円を超える場合は10万円）の合計額から10万円を控除した残額を、給与所得の金額から控除。